

八尾市教育振興基本計画(素案)についての
市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について(案)

「八尾市教育振興基本計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨の意見については、まとめて回答します。

(1)意見募集期間

令和2年12月18日(金)～令和3年1月18日(月)

(2)提出人数及び団体数、意見数

提出人数及び団体数	意見数
9人及び6団体	64件

(3) 提出された意見の要約及び市の考え方

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
1	1	第1章 1 計画策定の趣旨	「学校教育と社会教育が連携を深め…」を「家庭教育・学校教育・社会教育」としてほしい。	今後8年間を見据えた教育振興基本計画の策定にあたっては、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代への対応や人生100年時代と言われる中、地域社会全体で子どもたちを見守り育む環境づくりなどが求められていることから、学校教育と社会教育の垣根を低くし、より一層連携を深めていくことが重要であるとの考えのもと、ここでは原案の記載とさせていただきます。 家庭教育につきましては、子どもたちの健やかな育ちの基盤として重要であると認識しており、学校・家庭・地域が連携・協働して、社会全体で子どもの成長を支えていくことを、「4-4学校・家庭・地域の連携・協働の推進」に位置付けており、ご提案の趣旨も踏まえ、取組みを進めてまいりたいと考えております。	なし
2	4	第2章 1 教育を取り巻く動き 「○グローバル化の進展とSDGs」	「…文化を理解し尊重する態度を身につける…」の「態度」を、「ころ」か「気持ち」に変えた方がいいと思います。	「態度」という言葉ですが、教育基本法をはじめとして教育の分野で広く使われている言葉であり、「ころ」や「気持ち」も含めてそれらを表現した姿全体をさしているものと捉えておりますが、ご意見も踏まえ、よりわかりやすい表記となるよう、「～文化を理解し尊重する心や態度を身につける必要があります。」に修正させていただきます。	あり
3	7	第2章 1 教育を取り巻く動き 「○第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定」	第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定の中で、「司書・司書補の適切な配置・研修の充実」、「学校図書館やボランティア等との連携・協力」があります。 学校図書館サポーターを2006年から配置していますが、これは司書配置ではなくあくまでボランティア活動です。しっかりと読書活動を推進するためには学校司書を配置することにより可能になります。図書館が学校図書館サポーターへの研修を行ったとしてもそれを実行するための労働条件が現在はありません。学校司書の必要性は昨年度の請願で採択されたことをみても今後の八尾市の子どもたちには必要不可欠です。しかし、今のままの有償ボランティアでは活動制約や賃金(現在は謝金)の問題で、熱意のある司書資格を持っている人材はどんどんやめていっています。これは八尾市にとって大きな損失だと思えます。 実際、学校現場で活動をしていると教職員(先生)からは常駐してほしいといわれます。 学校図書館の把握はやはり専門の職員が管理することが望ましいです。クラス運営などで忙しい先生方では物理的に無理です。働き方改革にもあるように時間外の労働をしないでおくくと図書活動はできないままになっています。ゆえに早急に学校司書を配置されることを望みます。	本市の子どもたちの育成において学校図書館司書の果たす役割は非常に大きいものであると考えており、その必要性等については十分に認識しているところです。本市では現在、学校図書館サポーターとして、図書館司書等の資格を持つ方々を全小中学校及び義務教育学校に配置しているところですが、今後、さらなる人的配置の拡充に努めてまいりたいと考えております。	なし

NO.	該当 ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案 修正
4	7	<p>第2章 1教育を取り巻く動き 「〇第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定」</p>	<p>27ページの全国調査の四つのグラフについてですが、小学校の国語の平均点が全国と大きく差があることがとても気になります。令和2年度では全国に6点差、大阪府に3点差があり、しかも段々差が広がっているようです。</p> <p>しかも国語Bが極端に低く、文学以外の本に親しむことが少ないようです。これは今後情報教育や環境教育に必要な、説明文を読む力が育っていない児童が非常に多いことを示していて、国語だけでなく全教科の基礎として読書力をつける必要があると思います。</p> <p>しかし計画にはその具体策がないので、僭越ですが、3点提案します。</p> <p>1. 各小学校、できれば中学校にも、週2回以上の読書タイムを設けてははいかがでしょうか。「朝の読書」はみんなで自分の好きな本を読むことで、長く続けると効果があります。大阪市では、吉村知事が市長の時に「朝の読書」を推奨し、実践する学校得たそうです。</p> <p>2. 学校図書館で多様な図書を活用した授業が日常化されたら、子どもたちは様々な本の魅力を知り、自然に読書力もついてきます。それには学校司書という専門スタッフがなければ実現できません。学校司書を置いて情報リテラシー教育なども行うことは、これからの情報教育の基礎として欠かせません。学校司書による読書教育の実践を行い、モデル校で是非効果を試してください。</p> <p>7ページ12～18行の文科省施策の「学校図書館の整備・充実」の項には、学校司書の必要を明記しています。</p> <p>3. 八尾市では現在「子ども読書活動推進計画」も考案中とのことですが、子どもの読書は学校教育と連動しています。公共図書館と学校及び学校図書館の連携がスムーズに行われなければ、いくら掛け声を大にしたところで絵に描いた餅になってしまいます。</p> <p>具体的な達成目標を明確にして、学校や図書館が一丸となって読書活動、読書教育に取り組んでください。八尾市の子どもたちの未来がかかっています。</p>	<p>ご提案の1点目についてですが、「朝の読書」については、現在、回数や時間帯等は様々ですが、市内の各小学校、中学校及び義務教育学校それぞれの実情等に応じて取り組んでいるところです。</p> <p>ご提案の2点目についてですが、各教科における調べ学習や児童生徒の読書力の育成等において学校図書館や学校図書館司書の果たす役割は非常に大きいものと考えており、その必要性等については十分に認識しているところです。本市では現在、学校図書館サポーターとして、図書館司書等の資格を持つ方々を全小中学校及び義務教育学校に配置しているところですが、今後、さらなる人的配置の拡充に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>3点目の、本市では、すべての子どもが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等を通じて多くの方々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んできました。近年、社会情勢等も大きく変わってきており、読書離れが顕著になる子どもについて、これまで取り組んできた読書活動推進のための取組みをさらに実効性のあるものにするため、「第2次八尾市子ども読書活動推進計画」を策定し、今後のさらなる推進に向けた取組みを進めてまいります。</p> <p>なお、目標設定についてのご意見につきましては、参考にさせていただきます。</p>	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
5	7、13、27、29	<p>第2章 1教育を取り巻く動き 2これまでの取組み状況と課題</p> <p>第4章 基本方針1 「1-2確かな学力の育成」のグラフ 「1-3豊かな心の育成」-「施策の方向性」</p>	<p>7ページの「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定」の中に、学校図書館の整備・充実とありますが、文科省の策定にはその項に、「司書教諭・学校司書等の人的配置促進」と明記されています。</p> <p>次に、27ページの全国学力調査の平均正答率の折れ線グラフによると、八尾市小学校の部の国語正答率が全国より6点も低くなっているのが大変気になります。ところがその施策の方向性では型通りの推進項目を挙げており、国語力アップのための具体的方策が書かれておりません。緊急に読む力・書く力をつける新しい方策が行われるべきではないでしょうか。</p> <p>また、13ページに、ICT環境のさらなる整備を進めていくことが求められているとあります。他にも情報教育情報リテラシー教育の必要性の高まりを述べています。その基本は情報の取捨選択の能力育成であり、学校図書館の探究学習が役立ちます。</p> <p>更に、29ページの「施策の方向性」の4点目に、読書機会の充実、学校図書館の活用促進、市立図書館と連携した学校図書館機能の充実に取り組むなどの読書活動の推進を挙げています。</p> <p>学校司書の仕事は読書活動の支援だけではなく、アクティブラーニングのような自主的学習や調べ学習などの探究学習、情報教育にも関わり、八尾市の国語学習だけでなく全ての教科に支援のできる大切な存在です。</p> <p>従って、この計画を遂行するためには、学校司書の配置は必然的に実施されなければならないと考えます。この施策に学校司書の項目を是非に特記してください。</p> <p>また、来月から「子ども読書活動推進計画」が見直されるとのことですが、八尾市の読書状況調査を分析して、現状をより良い方向に導く手立てを講じると共に、具体的な方向目標を設定してはいかがでしょうか。</p> <p>僭越ですが、柏原市でも読書活動の問題を真剣に取り組み、2年前の推進計画に不読者をなくすという目標を掲げています。そのため全小学校に学校司書を配置しました。八尾市でも学校司書配置が始まれば、ちょうど良い時期にその成果が期待できます。</p> <p>また、公共図書館と学校図書館との連携も密になり、相乗効果が期待できます。</p>	<p>児童生徒の言語能力の育成において学校図書館司書の果たす役割は非常に大きいものと考えており、その必要性等については「学校図書館の整備・充実」という部分に包含されているものと認識しております。本市では現在、学校図書館サポーターとして、図書館司書等の資格を持つ方々を全小中学校及び義務教育学校に配置しているところですが、今後、さらなる人的配置の拡充に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、本市では、すべての子どもが、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等を通じて多くの方々と連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んできました。近年、社会情勢等も大きく変わってきており、読書離れが顕著になる子どもについて、これまで取り組んできた読書活動推進のための取組みをさらに実効性のあるものにするため、「第2次八尾市子ども読書活動推進計画」を策定し、今後のさらなる推進に向けた取組みを進めてまいります。</p> <p>なお、目標設定についてのご意見につきましては、参考にさせていただきます。</p>	なし
6	17	<p>第2章 2これまでの取組み状況と課題 「図書館サービスの充実」</p>	<p>八尾図書館では令和元年度移動図書館利用者アンケート調査をし、令和2年11月に報告書を作成しています。今回のパブコメ検証にあたり、八尾図書館でアンケート報告を読みました。</p> <p>・アンケートをしたのは行財政改革の取組みで移動図書館のあり方についても検討を求められた。そこで21カ所のステーションで281人の利用者からアンケートを回収し分析した。(小学生も87人が回答)移動図書館は資料数が限られており、利用者の満足度は低いのではないかと予測していたが、回答では「満足・やや満足・ちょうど良い」で92%と4館より多かった。どこからステーションへ来たかとの問いに、75%が「家から来た」と答えており、まさに図書館から遠い市民が貴重な2週に一回のサービスとして利用している姿が浮かんできます。</p> <p>図書館としての取組み状況に、『令和元年度に移動図書館の利用者アンケートをし、満足度が高いこと、資料予約も活用されていることがわかった(報告書あり)など』と要旨を書き足してはどうかと考えます。</p>	<p>「令和元年度 移動図書館利用者アンケート調査」により、移動図書館サービスの重要性を再認識したところです。なお、同アンケートの自由意見では、「図書館にはいけないので移動図書館はありがたい」や「感謝しています」「うれしい」という意見が多くありました。</p> <p>ご意見を踏まえ、17ページ「図書館サービスの充実」-「取組み状況」4点目に、以下を追記させていただきます。</p> <p>●令和元年度(2019年度)に移動図書館利用者アンケートを実施し、満足度が高いことや資料予約も活用されていること、移動図書館がなくなれば図書館利用が難しい人が多いことなどがわかりました。</p>	あり

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
7	19	第3章 1基本理念	「人権と共生の21世紀を担う人間の育成」という基本理念を継承しつつ、の後に、「また第2次八尾市人権教育・啓発プランを活用し、」を挿入いただきたい。 「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を用語解説に入れてもらいたい。	本計画の策定にあたっては、本市の教育が培ってきた差別を許さない人権教育の継承やさらなる推進が必要との認識であり、基本理念についても、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」に記載された理念や人権尊重の視点等も踏まえて記載させていただいております。 なお、2ページの第1章「2 計画の位置づけ」において、本計画を推進するにあたり関連する分野別計画とも連携を図る旨を記載しておりますが、ご意見を踏まえ、関連する分野別計画等の主な計画の例示として「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を追記させていただきます。	あり
8	19	第3章 1基本理念	基本理念の中に「子どもの権利条約の理念に基づいた子どもの権利の尊重」の概念が伝わるような表現を入れて欲しいです。	本計画の策定にあたっては、本市の教育が培ってきた人権教育の継承やさらなる推進が必要であるとの認識のもと、基本理念についても、人権尊重の視点等も踏まえたものとしております。 また、子どもの権利条約につきましても、人権教育やインクルーシブ教育システムの構築など、子どもたち一人ひとりを大切にされた様々な施策に反映していることから、同条約の趣旨を踏まえて、基本理念の中に「子どもの最善の利益を考慮」を追記させていただきます。	あり
9	19～21	第3章 1基本理念 2基本方針	基本方針3では、生涯学習にSDGsで誓われている「地球上の誰一人として取り残さないこと」という理念を観点に持つことが明記されている。 子ども基本法制定に向けた市民的運動が進んできており、政府に提言もなされている現状です。 こう言ったことを考えると、基本理念の「これまでの理念・・・を継承しつつ、更なる本市教育の振興を図る」の部分には、大きな理念として、「子どもの権利条約に基づく、子どもの権利の尊重」の文言化をお願いします。 もしくは、学校教育において示される基本方針1で明記していただければと思います。		
10	20	第3章 2基本方針 「基本方針1」	「道徳教育、人権教育等により豊かな心を育む」との記載があるが、28ページの「豊かな心の育成」では道徳教育に特化されている。もちろん、31ページで人権教育の記載もあるのだが、20ページとの整合性をどう読み取ればいいのか？	人権教育も道徳教育と同様すべての教育活動の基盤となっていると考えております。ご指摘のとおり、人権教育については31ページ「1-5子どもたちの人権を守る教育の推進」に別途項立てて記載しており、28ページ「1-3豊かな心の育成」については、道徳教育を中心とした記載をしております。20ページについては、基本方針1全体をとらえて、その方向性を記載しているため、原案のような記載とさせていただきます。	なし
11	21	第3章 基本方針3	「学んだことを地域で実践…」の前に「ともに助け合い、学んだことを…」としたほうがやわらかくわかりやすい。	すべての人がともに学び、自他を高め、支え合う力を育てほしいという想いを込めて、『認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育』を基本理念としております。また、基本方針3で記載している「学んだことを地域で実践・活躍できる環境づくり」については、ご提案の趣旨が包含されているものと認識しております。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
12	24	第4章 基本方針1 めざす子ども像	基本方針1では、前計画より引継ぎ子ども像が示されたが、議論の経緯を見ても、急な掲載であった。今までの10年、これからの10年を考えると、子どもを交えた議論の上での、めざす子ども像が必要ではなかったかと思う。 図が小さく見えにくい。目を凝らして読んでみたら、「??」となる文言がさりりと入っている。 基本方針1には、「未来を切り拓く力」となっているので、それはどんな力と考えているのかが伝わってこない。大人が考えた子ども像ではなく、例えば「子どもに必要な力をどう考えるのか？」など、視点を変えた議論を今後も続けていただきたいです。	本計画は、今後8年間を見据え、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代への対応や人生100年時代と言われる中、地域社会全体で子どもたちを見守り育む環境づくりが求められていることなどを踏まえ、学校教育と社会教育の垣根を低くし、より一層連携を深めていくことが重要であると考えのもと、生涯学習も含めた教育全体の基本計画として策定するもので、本市教育が取り組んできた「めざす子ども像」については、これまでと大きく変わるものではないため、基本方針1の中で、現行計画から引き継ぐ形で掲載したところ。ご意見を踏まえ、24ページの図については、文字などが見やすいように修正させていただきます。 また、めまぐるしく変化する社会にあって、いかなる状況であっても、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決できる「未来を切り拓く力」の育成が必要であると考えております。子どもたちや社会の状況を的確にとらえ、様々なご意見をいただきながら、その育成に努めてまいります。	あり
13	25	第4章 基本方針1 「1-1 幼児教育の充実」- 「現状と課題」	家庭教育は重要であるため、家庭教育の一文が明記されてよかったと思います。	家庭教育の重要性を認識し、子どもにとってよりよい教育・保育環境を確保するため、就学前施設、家庭、地域が連携できる環境づくりを進めてまいります。	なし
14	25	第4章 基本方針1 「1-1 幼児教育の充実」- 「現状と課題」	家族形態の変化にともなって、子育て環境が変わりつつあります。しかし、子育ては今も昔もまず家族、家庭環境が大事だと思う。 25ページ上段に書かれている家庭教育は、子どもにとってよりよい教育、保育環境は重要ですので必ず文言を残してほしい。		
15	26	第4章 基本方針1 「1-2 確かな学力の育成」- 「現状と課題」	SNSや子どものゲームのことが書かれていない。 子どものトラブルのひとつ(課金)でもあるので具体的に書いたほうがよいのでは。	「1-2 確かな学力の育成」-「現状と課題」第5段落において、「インターネットやSNSなどの普及に伴い、子どもがトラブルに～」と記載させていただいております。	なし
16	28	第4章 基本方針1 「1-3 豊かな心の育成」	地域の教育力を活かした心の教育、道徳教育等、いじめや暴力から命を守る事は、とても大事ですが、特に家庭内での教育がしっかりなされていれば、充実した教育が保たれると思います。(家庭内での教育)	ご指摘のように豊かな心を育成するためにも、家庭教育の果たす役割は大変重要であると認識しております。子どもたちの豊かな心及び健やかな体の育成のため、関係機関と連携を図り、家庭教育の充実に努めてまいります。	なし
17	28	第4章 基本方針1 「1-3 豊かな心の育成」	「平和や伝統、文化を大切に作る心、郷土を愛する態度」とあるが、なぜ前者は「心」で後者は「態度」なのか？具体的な態度に示すことを強制するという事なのか？	それぞれの表記については、教育基本法及び学習指導要領に記載されている資質や各教科活動においての目標等に基づいて記載しており、児童生徒の行動を強制するものではありません。 ご意見も踏まえ、「今後も、生命尊重の精神や規範意識、そして平和、伝統、文化や郷土を大切に作る心や態度など～」に修正させていただきます。	あり

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
18	28、29	第4章 基本方針1 「1-3豊かな心の育成」- 「施策の方向性」3点目	豊かな心の育成について、学校だけではなく、地域や民間の力とも連携しながらできることは、体験活動だけではないと思います。 日常的な寄り添い型の関わりなど、子どもの権利を大人が理解し、尊重できることが大事だと思います。 「体験活動や子どもの権利について啓発教育を推進します」等	本市では豊かな人間性や倫理観などを育むため、積極的に多様な社会人材を活用し、体験活動、見学や調査、生産活動等に取り組んでおります。今後も引き続き、児童生徒の最善の利益を尊重した学習活動の推進を行ってまいります。 また、子どもの権利の啓発については、ご意見を踏まえ、31ページ「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」の「施策の方向性」2点目に「様々な人やものとの出会いや子どもの権利条約についての周知等を通じて」を追記させていただきます。	あり
19	29	第4章 基本方針1 「1-3豊かな心の育成」- 「施策の方向性」4点目	学校の中で、教員以外の大人が、様々な関わりをすることに、多様な視点で子どもを見ていけることの重要性もあることから、学校図書館司書の位置付けの必要性についての明記をお願いします。 「学校図書館司書の配置(の検討)を含む学校図書館機能の充実」等	学校生活の中で、児童生徒の育成における学校図書館司書の果たす役割は非常に重要であると考えており、その必要性等については「学校図書館の整備・充実」という部分に包含されているものと考えております。本市では現在、学校図書館サポーターとして、図書館司書等の資格を持つ方々を全小中学校及び義務教育学校に配置しているところですが、今後、さらなる人的配置の拡充に努めてまいりたいと考えております。	なし
20	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」- 「施策の方向性」3点目	保健教育の推進を図ります→保健指導・教育の推進を図ります 指導という言葉を入れてほしいと思います。	ご提案いただきました「保健指導」の文言追記については、「保健教育の推進」と記載する中に「保健指導」が意図することも含んでいるものと認識しております。教育活動全体を通して、健康に関する基本的な概念の習得、それらを日常生活に適用し、環境の変化に即応して、的確な判断のもとに健康な生活を創造できるよう、保健教育を推進してまいります。	なし
21	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」	将来のある子どもたちに食の重要性を学ぶことは、八尾市の基本計画の中に入れるべきと思う。	ご提案の趣旨については、「1-4健やかな体の育成」の中で食育の推進を明記しており、ご提案の趣旨を包含しているものと考えております。今後も引き続き、成長期にある子どもたちへの食育事業の推進に努めてまいります。	なし
22	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」	中学校の全員給食を求めて、思春期の子どもたちの健康と栄養のバランスを栄養士の先生方をお願いを致します。	ご提案の趣旨を踏まえ、成長期にある子どもたちにとって、適切で栄養バランスの摂れた学校給食の提供に努めてまいります。	なし
23	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」	“健康まちづくり”宣言ができましたように、すべての子どもが、健康や運動にとりくめますように、教育の推進にめざしていただきたいです。又、中学校での給食の実現に向かって今現在の様子をグラフに示していただければと思います。	健康まちづくり宣言の趣旨も踏まえ、すべての児童生徒が健康や運動に取り組むことができるように教育の推進を図ってまいります。 なお、中学校全員給食の実現に向けた様子のグラフ化は困難ではありますが、中学校給食の現状等については、ホームページや給食だより等を通して、市民への情報発信に努めてまいります。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
24	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」 -「現状と課題」	子ども(中学生の頃)の時代は心身共に成長する大切な時期です。家庭で作る食事、お弁当はどうしても本人の好みの物を作る傾向にあると思います。栄養面、熱量(カロリー)等を考えられ計算をして作っていただく給食は親としてはとても安心致します。学校給食はとても大事だと思いますので、よりよい学校給食をめざして欲しいと思います。	子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要であると考えており、今後も引き続き、よりよい学校給食をめざして取り組んでまいります。	なし
25	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」	八尾市在住で中学3年と1年の子どもを持つ親です。 中学校給食について、平成27年より選択制の給食を導入され実施という報告を読みました。最近、2年後に完全給食をめざす動きが水面下である噂を聴きました。これについて、現在のまま選択制を希望する保護者がいる現実を知って欲しいです。 私は、管理栄養士で、現在仕事で保育園で週2、保育園で調理と自宅で、醗酵やミネラルについての教室を開催しております。このまま選択できる自由をお願いしたいです。 理由には、大きく5つあります。 ①安易に委託給食を希望しない保護者もいるということ。子どもは、お弁当を希望している。 ②大量調理では、コストや人件費の関係により、農薬の野菜、調味料、加工食品の利用など食材に、ミネラルが不足していることが多いこと。 ③全国的に、オーガニックや地産地消の給食をという動きや活動があること。 →これは、近年ある落ち着いた子、不登校、などこれらは、食を、見直すことで改善されるDATAがでてきていること。 ④選択制の際、給食会社が利用してる食材の細かな開示を希望し、どういう経緯でそこに決定したのか詳しく開示を希望。 ⑤現実、当の中学生は喫食時間20分しかなく、一階の配膳室に取り行く移動をしてみると実質15分ぐらいしか時間がないこと。その為に、早食いになったり、よく噛みましようなど食育理念と現実に関きがある。 以上の点から、再度、保護者の意見と当の本人達の意見とアンケートをとりこの内容で、この価格であること。もう少し改善すべきことがあると感じております。 選択制だったので、今まで意見を伝えなかったのですが、完全給食の動きがあるなら、そういった全ての保護者が希望してるわけでないこと知って頂きたいです。 自分の子どもの健康管理は家庭の食からと思っております。参考に、全国学力トップレベルの秋田県、福井県の羽咋市の動きを見て欲しいです。 食は学力向上や意欲まで変えますので、何卒ご検討よろしく願いいたします。	本市では、平成27年度から選択制中学校給食を実施してきましたが、本市における核家族化や共働きの増加、就労形態の多様化など、家庭において弁当づくりが負担になっている状況がみられます。また、成長期にある子どもたちにおいては、摂取する栄養バランスの乱れから体力の低下・肥満度傾向度が高い生徒が微増しております。それらに対応するため、本市では家庭弁当の意義を大切にしながらも、心身ともに成長期にある中学生が健全に成長するために、栄養バランスの整った食事を食べる中学校給食を具体化を検討しております。 次に、食材については、国産を中心に使用し、学校給食用の食材として安全面を考慮したものを使用しております。 また、ご提案のとおり地産地消の食材の使用についても、本市では小松菜などを用いた給食の提供を進めているところであり、給食で使用する食材については、品質、価格、調達可能数量、流通状況など多様な観点から適切な食材確保に努めております。なお、オーガニック食品の使用については、流通量や価格面等の課題があると考えております。 次に、現在の給食調理事業者の食材購入については、本市の指導監視のもとに適切な食材の購入を行っております。 次に、給食時間の確保については、各学校の時間割などの教育計画全般の中で検討してまいります。 最後に、中学校全員給食については、全員給食の実現に向け、これまで中学生や学校長等との意見をまとめながら、基本的な考え方や提供手法等を規定した実施方針の策定を進めております。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
26	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」	<p>学びの基本となる健康な心身を育てていくために、幼児期からの性教育の必要性を訴えます。</p> <p>ユネスコが出している「国際セクシャリティ教育ガイダンス」には世界基準の包括的な性教育が記載されています。今後、国の性教育の基本方針も前進するとのことです。</p> <p>八尾市では、助産師など専門家による命の授業(出前授業)は各学校の判断で実施を決めています。学校による差が大きいです。八尾市全体で同レベルの命に関する教育が受けられるようにしてほしいです。一度きりの授業では、学びは深まりません。段階を踏んでその年齢に合った言葉で繰り返し学ぶ必要があります。外部講師を招くには費用が掛かりますが、八尾市には保健センターに助産師が勤務しています。その助産師を活用する方法もあります。命の授業は、いじめや性暴力の防止、自己肯定感の向上、生命の尊重など幅広い分野で必要になってきます。ぜひ段階的に幼児から義務教育が終わるころまでには、性に関する基礎知識をすべて教えられるように整えてほしいです。これから大きく変わっていく世界に対応するためにも生き抜く力の基盤づくりに性教育は必要です。</p>	<p>性教育については、児童生徒の発達段階に応じて、性に対する正しい知識や生命を尊重する心を養えるよう性に関する指導の充実に努めております。</p>	なし
27	30	第4章 基本方針1 「1-4健やかな体の育成」 -「現状と課題」	<p>「中学校での「全員給食」の実現」とありますが、ニーズに合っているのでしょうか。アレルギー対応の食事の子どもはどうするのでしょうか？給食の計画はどのように公表されているのか教えてください。</p>	<p>本市では、平成27年度から選択制中学校給食を実施してきましたが、本市における核家族化や共働きの増加、就労形態の多様化など、家庭において弁当づくりが負担になっている状況がみられます。また、成長期にある子どもたちにおいては、摂取する栄養バランスの乱れから体力の低下・肥満度傾向度が高い生徒が微増しております。それらに対応するため、本市では家庭弁当の意義を大切にしながらも、心身ともに成長期にある中学生が健全に成長するために、栄養バランスの整った食事を食べる中学校給食を具体化を検討しております。また、食物アレルギーを有する生徒に対しては、文部科学省が定める対応指針等を踏まえた給食の提供を行ってまいります。</p> <p>さらに、実施方針については、中学校の保護者のみならず、市民に幅広くわかりやすい公表に努めてまいります。</p>	なし
28	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」	<p>園児、生徒の間でいじめの問題は根深く、登校拒否が多発しています。子どもが何でも相談できる居場所をつくってあげることが必要だと思えます。まちなみセンターでは事務の人たちが見守りながら子どもたちが楽しく話している姿をみることがあります。地域では頑張っているところもあります。</p>	<p>いじめの問題については、各学校において学級担任の教員を中心として、学年教員、養護教諭、中学校区に1名配置しているスクールカウンセラーなどがそれぞれの立場や専門的見地をいかし、児童生徒や保護者の心情に寄り添った支援を行っております。また、教育委員会においても、必要に応じて、人権教育課の公認心理師がカウンセリングを行ったり、教育センターの適応指導教室「さわやかルーム」において、いじめを理由とする不登校の児童生徒の支援も行っております。</p> <p>いじめは、学校、教育委員会のみで対応できるものではなく、保護者や地域関係者等との連携も必要不可欠であるため、今後も引き続き家庭や地域、関係機関等と連携した対応を行ってまいります。</p>	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
29	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」-「施策の方向性」1点目	「現状と課題」の2行目は、「各学校園における人権教育の推進・充実を図る」となっているので、「施策の方向性」1点目に記載の「教職員」→「保育者・教職員」と、保育者を追加して欲しいです。	「現状と課題」の2行目に記載の「各学校園」については、教育委員会が市立幼稚園を所管していた令和2年度までのことを記載しており、第2段落の「今後も」以降は令和3年度以降に実施予定の取組みを記載しております。市立幼稚園は令和2年度末をもって閉園となり、教育委員会は市立認定こども園の職員へ指導する権限はないため、本計画に「保育者」を追記することはいたしません。が、教育委員会といたしましては、市立学校へ受け入れる子どもたちの育ちと学びを一連のものとして支援してまいります。	なし
30	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」-「施策の方向性」3点目	「いじめをしない、させない、許さない」→「いじめをしない、させない、ほっとかない」に、変更して欲しいです。「許さない」となると加害者を排除してしまうことにつながり、その感情から暴力につながるのではないかと懸念されます。排除せず、傍観者とならないようにしていくことが必要です。	「許さない」という文言には「放置しない」という意味合いも包含しております。今後も引き続き、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという認識のもと、すべての児童生徒の安心安全と健やかな成長を願っていじめ対応を行ってまいります。	なし
31	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」	現状と課題のところ、いじめのことや、教職員の人権感覚のことは問うているが、児童生徒自身の人権感覚や人権に対する知識理解・態度のことについてふれられていない。なのに、施策の中には(児童生徒に対する)「人権教育を進めます」と書かれている。児童生徒自身の人権感覚や人権に対する知識理解・態度についての現状・課題をどうとらえて、そういう施策になったのか？ また国が「人権教育・啓発に関する基本計画」で示すような個別人権課題に対する取組みについてはどう考えているのか？	児童生徒自身の人権感覚や人権に対する知識理解・態度については、引き続き育んでいく必要があると認識しており、個別人権課題への対応と、本市の教育が培ってきた差別を許さない人権教育の継承やさらなる推進が必要であると考えております。 ご意見を踏まえ、「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」-「現状と課題」の7行目に、児童生徒に関する課題として、「児童・生徒の発達段階に応じ、人権問題を一人ひとりの課題としてとらえ、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることや～」を追記させていただきます。	あり
32	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」	人権尊重の視点に立った1-5は大変大事な項目と思います。 いじめの課題と対応がめだっていますが、「子どもたちの人権」とは、子どもの権利条約に約束された子どもの権利と考えられるので、子どもの最善の利益が保障されるためには、保護されるだけでなく、子どもの参加の権利を保障することが大切だと思います。子どもの意見表明権を担保するために、課題や施策の方向性で、相談体制の整備と、しっかりと子どもの声を聴き、その声から対応していくことの明記をお願いいたします。	子どもの参加の権利を保障することについては、児童生徒が気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、その中で受け止めた声を元に早期対応、早期解決に向けた対応を行ってまいります。 ご意見を踏まえ、「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」-「施策の方向性」4点目に、「子どもに寄り添うとともに」を追記させていただきます。	あり
33	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」	いじめについてですが、学校園の中で「失敗したらあかん」といった風潮が強く感じられる場面が多くみられます。強いことばで非難されたりしています。子どもたちの発達や成長は個々で違います。この幼児期・小学校・中学校の時期においては、子どもは何回も失敗しながら生きる力を獲得します。子ども間、子どもと教職員間、親子間、「失敗することはあっても大丈夫」といった安心できるとともに支え合った関わりが子どもの権利を尊重し、自己肯定感を育むことにつながると考えます。子どもを尊重できるように「子どもの権利」の学習を子ども、教職員、地域に取り入れて欲しいです。	ご指摘のとおり、子どもたちの発達や成長は同年齢でも全く異なるものです。これまでも本市の学校園においては、違いを認め合い、共に学び共に育つ教育を大切に進めております。今後も一人ひとりの子どもたちの発達段階を踏まえ、児童生徒はもとより保護者や学校、地域社会がひとつになって、子どもの権利を尊重し、すべての子どもたちに自己肯定感を育む教育を推進してまいります。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
34	31	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」	2020年4月に起こった八尾市の中学生の自死については同年代の子どもを持つ親としてショックで悲しい出来事でした。決してこのことを忘れず、今後の対応に活かしていくこと、そしてしっかりと丁寧に子ども、保育者、教職員、地域の人権教育を充実させていってほしいです。「このくらい、いじめじゃない。」「このくらい、たいしたことない。」「心が弱い者がいけないんだ。」といじめの認識のない子どもや大人は実際に多く見受けられますし、残念ながら教職員の中にもクラブ活動などにおいては、「友だち同士のトラブルでいじめと認めない」など、よくあることと認識しています。	児童生徒がいじめに苦しむことがないように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。また、教職員がいじめ防止対策推進法に則った対応を行うことができるよう、教職員研修の充実に努めてまいります。	なし
35	32	第4章 基本方針1 「1-5子どもたちの人権を守る教育の充実」-「施策の方向性」	施策の方向性に、「第2次八尾市人権教育・啓発プランを学校教育、社会教育、生涯学習において活用できる取組みを行います」を追記いただきたい。	市立学校における人権教育の推進については、今後も「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」をはじめとした関連する分野別計画等の趣旨を踏まえて取組みを進めてまいります。 なお、第1章「2 計画の位置づけ」において、本計画を推進するにあたり関連する分野別計画とも連携を図る旨を記載しておりますが、ご意見を踏まえ、関連する分野別計画等の主な計画の例示として「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を追記させていただきます。	あり
36	33	第4章 基本方針2 「2-1多様なニーズに対応した教育の推進」-「現状と課題」	国が定めるインクルーシブ教育 障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちがともに育つ環境が市民に届きやすいのではないのでしょうか。総合基本計画の施策にも書いてあると思います。	ご指摘のインクルーシブ教育に関する「障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちがともに育つ」という内容については、「2-1多様なニーズに対応した教育の推進」の「施策の方向性」1点目において「共に学び、共に生きる」というキーワードにより表現を際立たせることで、市民に届きやすい表現となるよう工夫しております。	なし
37	34	第4章 基本方針2 「2-1多様なニーズに対応した教育の推進」-「施策の方向性」	34ページでは、差別解消三法を網羅すべきではないか？	差別解消三法において示すところの各種差別については、決して許されないものであるとの認識のもと、差別がない社会の実現をめざしており、児童生徒が正しい知識理解を図れるよう、個人権課題に対しての人権教育の推進が必要であると認識しております。 ご意見を踏まえ、「2-1多様なニーズに対応した教育の推進」-「施策の方向性」に、以下を追記させていただきます。 ●部落差別をなくすため、同和問題に対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。 ●外国人への偏見や差別をなくすため、外国や外国人に対する正しい理解が進み、認識が深まる教育を推進します。	あり

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
38	35	第4章 基本方針2 「2-2教育相談および教育支援体制の充実」-「現状と課題」	「就学前から義務教育修了時まで」となっているので、「現状と課題」の1行目は、「児童・生徒」→「幼児・児童・生徒」と追記して欲しいです。就園から就学へ進む時の子どもとその保護者の不安は大きいという声をよく聞くことがあります。	「現状と課題」の4~5行目に「子どもやその保護者」という表記があることから、整合を図るために、1行目の「児童・生徒」を「子ども」に修正させていただきます。	あり
39	35	第4章 基本方針2 「2-2教育相談および教育支援体制の充実」-「施策の方向性」1点目	「保護者や児童・生徒」→「保護者や子ども」 「学校での相談体制充実に向けた支援」→「学校園の相談体制の充実に向けた支援」にしてほしいです。「就学前から」と「現状と課題」の1行目に記されているからです。	市立幼稚園が令和3年3月末で全て閉園となりますが、私立を含めた市内全ての就学前施設が保護者からの相談に対し適切に対応できるよう、研修の実施等を通じて保育者の資質向上を図ってまいります。	なし
40	35	第4章 基本方針2 「2-2教育相談および教育支援体制の充実」	いじめ・不登校などの教育相談は、教育センターは相談しやすいが、発達障害などにかかわる初期の相談や、合理的配慮の依頼などがしにくいのが現状の課題だと思えます。子どもに関わることを学校や教育センターに相談すると思うので、いじめ・不登校の相談だけでなく、方向性に書かれているように、関係機関との連携により、相談を受けて対応されていると思えますので、福祉と医療と教育の連携の明記をお願いいたします。	教育センターにおいて、発達に関する相談を受ける中で、子どもの状況を的確に把握するために心理相談員が検査を実施し、必要に応じてその結果を医療機関に提供したり、より良い就学先の決定に向けて専門医からの助言を受けるなど、子どもが学校や家庭において必要な支援を確実に受けられるよう連携を図っております。また、子どもや家庭の抱える課題の複雑化が進み学校における教育的な視点からだけでは解決しがたい案件が増えている中、福祉的なスキルを持ったスクールソーシャルワーカーを活用し、福祉機関等との効果的な連携を図ることにより課題解決につなげております。今後も引き続き関係機関との一層の連携のもと、相談・支援体制の充実を図ってまいります。 なお、ご意見も踏まえ、「施策の方向性」2点目に記載の「関係相談機関等」を「関係機関」に修正させていただきます。	あり
41	35	第4章 基本方針2 「2-2教育相談および教育支援体制の充実」	いじめや不登校の相談は、子どもも保護者も心が傷つきショックが大きく、なかなか学校園や教育センターに相談するのはハードルが高いと聞きます。いちばん子どもの身近にいる担任や養護の先生、学年の先生など、多くの教職員が関わることで気持ちに寄り添い、相談しやすい雰囲気を作り、専門家へつなぐ役割は大きいのではと考えます。子どもや保護者が相談でき、寄り添った支援につながるようお願いいたします。	いじめ・不登校の相談については、これまでも第一義的な窓口として、身近にいる担任をはじめとした学校の教職員が対応しており、学校全体がチームとなって解決にあたってきました。その中で、教育センターの心理相談や福祉機関等につなぐなど、それぞれの児童生徒や家庭の状況に応じ専門家の参画も得ながら丁寧に対応しており、今後とも、課題を抱えた児童生徒や保護者に寄り添った相談・支援を行ってまいります。	なし
42	37	第4章 基本方針3 「3-1人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「現状と課題」	37ページの12行目~16行目の間に、下記の内容を入れてはどうかと思います。 ・人生100年の時代高齢になっている。 ・一人一人を孤立させない。 ・高齢者が生涯もって地域にふれ合いできる場を与えてほしい。 ・又、認知症の方々と「共生」できる場をつくってほしい。 ・「SDGs」誰一人とも置き去りにしない。社会、福祉に力入れてほしい。 ・コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)、地域の困っている人の相談に応じて支援する団体。一人一人の高齢者の状況、生活環境に合わせながら、根気よく、高齢者の身になって相談にのっていくことが大切。 ・高齢者は被害者も多く、悪質商法にひっかかる人が多い。相談する人が、身近にいない。コミュニティ・ソーシャルワーカーをもっと活用してほしい。	ご提案いただいている事項につきましては、「現状と課題」を整理する中で考えていかなければならないものとして認識しております。 なお、例示いただいておりますそれぞれの項目等につきましては、人生100年時代を見据えた生涯学習の実現に向けて、施策を検討していくとともに、実施にあたっては関係課とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
43	38	第4章 基本方針3 「3-1人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「施策の方向性」1点目	いのち(安全・安心)を守り、くらし(消費生活)を高め、まなび(生涯学習)を進めるため活動を推進していますので、消費者教育の一文が明記されて良かったと思います。	ご意見を踏まえ、「施策の方向性」1点目の現代的・社会的課題の例示として、「環境教育」を追記させていただきます。	あり
44	38	第4章 基本方針3 「3-1人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「施策の方向性」1点目	消費者教育や防犯・防災教育、環境教育などの現代的教育としてほしい。		
45	38	第4章 基本方針3 「3-1人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「施策の方向性」1点目	全体によくまとまっている。 消費者教育、環境教育、防犯・防災教育を少し加えてほしい。それを生涯学習の中で実行してほしい。		
46	38	—	全体的に基本方針の中に、生活者やくらしの問題を語句として入れたほうがよいのでは。	人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現のため、市民が主体となり学術・文化・教養の向上を図っていくことは重要であります。 そのような社会実現のために、今後も引き続き生涯学習センターを中心にコミュニティセンター等と連携し、様々な課題に対応した学習を行うことのできる環境づくりに取り組んでまいります。 なお、生活者やくらしの問題については、施策を進めていくなかでの基本的な課題としてとらえるべきものであると認識しており、原案のとおりとさせていただきます。	なし
47	38	第4章 基本方針3 「3-1人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「施策の方向性」3点目	学生、若い世代ボランティアの育成 ボランティアが身につくように早くから行っていく	学生や若い世代のなかにボランティアの精神を育み、地域と関わっていける人材を増やしていくための環境づくりや、自らの強みを活かし、地域で活躍するための支援づくりに取り組んでまいります。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
48	38	第4章 基本方針3 「3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「施策の方向性」6点目	<p>公共図書館の図書貸出し点数が減少傾向にある(37ページ)となっています。このため、市民生活の近くに「図書館サービス」があることを示す、「人を通じて」PRすることが大切ではないかと考えます。</p> <p>1. そのためには全ての移動図書館の駐車場ではなく、学校敷地を駐車場としているステーションで、司書教諭・児童生徒との交流や利用者数を増やす取り組みを行うてはどうかと思います。</p> <p>2. この取り組みを行った小学校の「まちづくり協議会」でも、ステーションを見学・利用してもらい、移動図書館サービスの有効性を地域のリーダーに認知してもらうことが大切です。</p> <p>3. その上で、2週間に一回、校区の校庭に来てくれる移動図書館サービスを、高齢クラブ、校区内の高齢者施設が利用するかどうか、利用者増加に向けた地道な策ではないでしょうか。</p> <p>※こうした実験・試行を重ねながら、図書館が高齢市民に役立つことを体験として認知してもらい、「うちの小学校の校庭にも図書館車が来てほしい」との声が上がるのを待ちませんか？</p>	<p>移動図書館の全21か所のステーションのうち小学校をステーションとしているのは8か所であり、その8か所全てで各地区の放課後児童室への団体貸出を行っております(移動図書館での放課後児童室への団体貸出は、他の3か所を含み計11か所です。)。また、ステーション近くの高齢者施設の方々も移動図書館をご利用されております。</p> <p>移動図書館は、固定館から離れた地域について2週間ごとに巡回しており、ステーションは、高齢者、子ども、親子連れのコミュニケーションの場にもなっております。今後も市民に寄り添うサービスを展開していくため、移動図書館サービスのPRの方法については、いただいたご意見も参考に検討してまいります。</p>	なし
49	42	第4章 基本方針4 「4-1 教育環境の整備・充実」-「施策の方向性」	<p>学校図書館サービスの活用促進が29ページの施策の方向性の中でも示されています。</p> <p>これを受けて</p> <p>○「学校施設の維持管理と整備」の機能更新を総合的に進める中に、学校図書室の位置の変更、一階への機能移転の検討をし、可能な施設については毎日・昼休みに行ける図書室(図書館フロア)づくりを検討してください。</p> <p>○「学校規模」に関する事項では、市内の数校で始めている小学校・中学校の合同化の施設で、学校図書館としてのモデル施設及び、図書館司書の常駐配置を検討してください。</p> <p>※20世紀では図書館は「静かな空間に配置」とされてきました。でも今は駅前・商業施設との併設が進められ、行きやすさ、利便性と交流機能が求められています。学校図書館(室)も、情報提供・交流の場としての可能性を活かしていくことを検討されても良いのではないかと考えます。</p>	<p>児童生徒等が使いやすい学校図書館の場所等については、学校施設の機能更新の中で施設管理者等と協議しながら検討を行う必要があると考えております。また、本市では現在、学校図書館サポーターとして、図書館司書等の資格を持つ方々を全小中学校及び義務教育学校に配置しているところですが、今後、さらなる人的配置の拡充に努めてまいりたいと考えております。</p>	なし
50	42	第4章 基本方針4 「4-1 教育環境の整備・充実」	<p>・全員給食実施方針とは何か？</p> <p>・30ページにも、施策の方向性で「中学校全員給食」の具体化を図るとあるが、具体的な実施方法の議論はどこですか？</p> <p>・その際は、市民、当事者の子どもの声は丁寧に聞かれるのか？</p> <p>・デリバリー式の給食のデメリットについてはどう考えているのか？デリバリーにするなら選択肢を残して欲しいという声もあります。</p>	<p>中学校全員給食の実施方針については、全員給食の実現に向け、これまで中学生や学校長等との意見をまとめながら、基本的な考え方や提供手法等を規定した実施方針の策定を進めております。</p> <p>また、ご意見にありますデリバリー方式については、他自治体でも導入されている制度であり、本市の実情に鑑みて最適な手法の一つと考えております。今後、心身ともに成長期にある子どもたちが健全に成長するために、栄養バランスの整った学校給食の実施を進めてまいります。</p>	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
51	42	第4章 基本方針4 「4-1教育環境の整備・充実」	学校規模の適正化とは、何を指すのか。新しい計画があるのか。 給食もそうだが、もっと市民に開かれた議論を行い、内容や選択肢を示しながら、市民的議論を行って欲しい。 ここでも、子どもの声が聞かれるべきであると考えます。	学校規模の適正化につきましては、平成22年7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申で示された、子どもの育ちにとってより良い教育環境を作るという視点、学校の設立経過、校区の歴史、地域との関わりに留意する視点、教育行政の効率的な運営を図る視点をもって取り組んできたところです。 今後も、子どもたちにとってどのような環境が一番好ましいかということを一に考えるため、様々な機会をとらえて、子どもや保護者、地域の方々などのご意見も参考にし、本市の実情に即した学校規模の適正化を進めていきたいと考えております。	なし
52	43	第4章 基本方針4 「4-1教育環境の整備・充実」-「施策の方向性」5点目	施設の老朽化が進んでいる所に関しては、幼児、子どもたち、老若男女が利用する所でもありますので、安心安全の点からも早急に点検していただき、実行してもらいたい。	施設をすべての世代の方に安心して利用いただくためには、計画的な施設管理が重要であります。市の公共施設マネジメント基本計画及び実施計画と整合を図り、機能更新について総合的に進めてまいります。	なし
53	44	第4章 基本方針4 「4-2学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進」-「現状と課題」	「教職員の指導力のさらなる向上が課題です。」とありますが、学校現場で一部の教職員において、特にクラブ活動など言葉の暴力や威圧的な行き過ぎた声掛けや指導を目にしたことが多くあります。名前の呼び捨てや「おまえ」「おまえら」など、教職員から子どもへパワーが働き、じっとただ聞いている子どもを尊重できていないように感じました。特に感情をぶつけた言葉がけや指導はとても残念でした。子どもの権利を尊重し、子どもの声を日常的に傾聴するスキルを学んで頂くような研修をお願いしたいです。	人権尊重は教職員の服務上の義務であると同時に、子どもと適切な人間関係を築くことは、子どもの学校生活に大きく影響するものと認識しております。現在、人権について考える研修や、課題を抱える児童生徒の状況を的確にとらえ、適切な支援が行えるスキルの取得をめざした教育相談に関する研修等を、教職員の経験年数に応じて実施しておりますが、子ども一人ひとりが大切にされ多様な個性が輝き合う学校づくりに向けて、教職員研修の内容については適宜見直し、充実を図ってまいります。	なし
54	44	第4章 基本方針4 「4-2学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進」-「現状と課題」	「不登校」「チームとしての学校」とありますが、保護者から相談を受けませんが不登校のことに対応できていない現状があるのではと思います。不登校の子どもを持つ保護者と話していて学校の教職員からのアクションがほとんどないと聞き、信じがたい失言や対応を聞き、「学校へ対する期待はあきらめてます」という残念なことでした。不登校の子どもへの対応がどうなっているのか実態を調査し、子どもや保護者が安心できる対応をお願いしたいです。	不登校対応については、各校においてそれぞれの児童生徒の状況に応じた対応を行っておりますが、ご指摘の内容のような事象がなくなるよう、35ページ「2-2教育相談および教育支援体制の充実」の「施策の方向性」に記載のとおり、不登校を含む児童生徒や保護者の抱える課題の解決に向けて、より丁寧な対応ができるよう、相談・支援体制の充実・教職員の資質向上を図ってまいります。	なし
55	44	第4章 基本方針4 「4-2学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進」	学校園の先生方は、たくさんの業務に追われ、日々ご苦勞をされ疲れている様子を多く見してきました。働き方を考えることで、学校園に余裕ができ、子どもや保護者にも丁寧に向き合えるのではと思います。どうぞよろしくお願いいたします。	教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるようにするため、学校における働き方改革の推進を図ってまいります。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
56	6、44、45	第2章 1教育を取り巻く動き 「〇学校における働き方改革に関する答申」 第4章 基本方針4 「4-2学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進」	「教職員の指導力向上」「教職員の資質向上」「教育内容の充実」のために、「教職員自らが生活を豊かにする」ことが課題という書きぶりになっているが、「教職員『自らが』」なのか？(教職員が「主語」なのか？)「教職員の『の』」ではないのか？教職員の自らの生活を豊かにできないほどの過重労働を強いられているのは、教職員『自らが』そうしたくてしているのではなく、時間的に余裕がなく、そうしたくてもできないから。だから働き方改革ではないのか。教職員の生活を豊かになるようにするの「主語」は国や地方自治体ではないのか？ その上で、「施策の方向性」の記述には、「効果的な研修」「経験に応じた課題設定」とあるが、これらはやりようによっては、さらに業務時間の延長につながり、「長時間勤務の縮減(に向けた取り組み)」に逆行する恐れがある。また、この「長時間勤務の縮減に向けた取り組み」が一体何なのか具体的に示されていない。加えて「教職員一人ひとりの意識改革」とは、何に対する意識なのか？ 教職員が自分から無駄に仕事を増やしているから・・・という意味なのか？ さらに、「学校内外の多様な人材」と示しておきながら、なぜ校務員(学校用務員)を削減するのか？ 結局、その分(校務員が出勤しない日は)、教職員がその仕事を担うことになる。仮に外部委託した場合も、契約の仕方によっては臨機応変な対応を依頼できず、やはり教職員が担うことに・・・まさに働き方改革に逆行している。	学校における働き方改革については、国や教育委員会において、業務改善の方策、勤務時間管理に加え、教職員全体の働き方改革に関する意識改革を進める必要があると考えております。 本市においても教職員の長時間勤務縮減に向けて、教員の業務の整理、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や地域・外部人材の活用、ICTの活用や留守番電話の設置、部活動ガイドラインに基づく適切な時間設定、学校閉庁日の設定等の取り組みを行っており、今後も様々な取り組みを進めてまいります。 また、学校校務員については、複数名のチーム体制で業務を実施し、安全面を確保するとともに、教員の新たな負担が生じないよう、作業効率の向上と学校間の平準化を図ってまいります。	なし
57	46	第4章 基本方針4 「4-3児童・生徒の安全確保」-「現状と課題」	通学路の安全・安心は必須です。対策が進みにくい等ありますが、何か問題が起こってからでは遅いのです。早急に進めていただきたい。	ご指摘のとおり、通学路の安全・安心の確保の重要性は十分認識しており、その対策について着実に進めてまいりたいと考えております。	なし
58	46	第4章 基本方針4 「4-3児童・生徒の安全確保」-「施策の方向性」2点目	「子どもが自ら守る力などを育成します」は、何から何を守るのがわかりにくいです。 「子どもたちが、自分の大切さを知り、暴力から自分や他人の心と体を守る力などを育成します。」	ご意見を踏まえ、「施策の方向性」2点目を「～子どもが様々な危険から自分や他人の心と体を守る力などを育成します。」に修正させていただきます。	あり
59	46	第4章 基本方針4 「4-3児童・生徒の安全確保」	46ページの、児童、生徒の安全確保にCAPプログラムを実施していることを書いて欲しいです。	本計画に基づく具体的な事業については、市で策定する「実施計画」に位置付けて取り組んでまいります。	なし

NO.	該当ページ	項目	意見の要約	市の考え方	素案修正
60	53	用語解説 「チームとしての学校」	「学校内の多様な人材」とあるが「学校内外」もしくは「学校外」ではないのか？ 結局、学校内で完結したチームでがんばれ！ということなのか？	「チームとしての学校」において、専門能力スタッフ等の位置付けや役割分担を検討するにあたっては、学校は、校長の監督の下、組織として責任ある教育を提供することが必要であり、責任を持って教育活動に関わる者としております。同時に、地域との連携や協働は欠かすことのできないものであり、教育活動を充実していくためにも、引き続き取組みを進めていく必要があると考えております。	なし
61	—	—	学校教育の中でも消費者教育の推進を図ってほしいです。	消費者教育は、国民の一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな消費生活を営むために重要なものであるとの認識に立ち、学習指導要領等を踏まえ、発達段階に応じて、その充実に向けて取り組んでまいります。	なし
62	—	—	デジタルプラットフォームを記載、もしくは用語解説の中に入れてほしい。 アプリ、オークション、オンラインなど業者が介在し個人と取引をする、この被害が現在法的に対処できないため消費者被害が多い。	近年の急速なデジタル技術の発展により、消費生活における日常行為の利便性・効率性が向上した一方で、新たな消費者トラブルも発生しており、デジタル技術の活用が消費生活にもたらす新たな課題への対応が求められているところであり、関係機関等と連携しながら学校教育、生涯学習を通じて消費者教育の充実に取り組んでいるところです。 ご意見も踏まえ、38ページ「3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現」-「施策の方向性」1点目に記載の「現代的・社会的な課題」に用語解説を追加し、その中で、消費者教育における新たな課題の例示として「デジタルプラットフォーム」を記載させていただきます。 <用語解説> 「現代的・社会的な課題」…急激な社会の変化に伴い、人々が充実した社会生活を営んでいくために、自ら進んで学び、身につけることが望ましい課題のこと。例えば、インターネットやSNSが広く普及する中で、デジタルプラットフォームのようなインターネット上で取引行為を行うサービスも出てきており、その中で消費者が不利益を被る問題も発生している。また、近年多発する大規模災害や、SDGsの観点を踏まえた持続可能な環境の維持に向けた環境問題も課題となっている。	あり
63	—	—	教育振興基本計画はとてもよくまとめられていると思います。	本計画に掲げた理念の実現をめざし、取組みを進めてまいります。	なし
64	—	—	子どもたちには特に義務教育の間に来る限りのいろいろな体験から多面的なものの見方、また多様性を感じ、学び取ってほしいと考えています。 しかしながら、体験の機会が昔に比べ極端に少なくなっている昨今、それを補うものとして“読書”が挙げられると思います。 子どもと本をつなぐ大切な役割を担うのが学校図書館司書だと思います。 八尾市では現状サポーターという位置づけですが、学校図書館のより一層の充実を希望するとともに、学校図書館に専任の司書を置いていただければと強く切望します。	ご指摘のとおり、子どもにとって様々な体験をすることや多様性を育むことは大変重要であると認識しており、学校に関わる様々な人との関わりの中で、そうした機会や多様性を育んでまいりたいと考えております。	なし